

不適正な産業廃棄物処理に係る検査業務委託（単価契約）に関する  
一般競争入札公告

不適正な産業廃棄物処理に係る検査業務委託（単価契約）について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 127 条第 1 項の規定により公告する。

令和 5 年 2 月 2 2 日

岐阜県知事 古田 肇

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

不適正な産業廃棄物処理に係る検査業務委託（単価契約）

(2) 委託業務の概要

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和 5 年 4 月 1 日（土）から令和 6 年 3 月 3 1 日（日）

(4) 履行場所

仕様書による

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

(3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(4) 計量法 107 条による、計量証明事業者「濃度（水・土壌）」として岐阜県知事に登録されていること。

(5) 「環境測定分析を外部に委託する場合における精度管理に関するマニュアル」（以下「マニュアル」という。）に記載されている、次に掲げる認証等のいずれかを取得していること。

- ・ 特定計量証明事業所
- ・ 環境省ダイオキシン類環境測定受注資格
- ・ 水道法による水質検査の登録検査機関
- ・ GLP（水道、食品）
- ・ ISO9001
- ・ ISO/IEC17025

(6) マニュアルに記載の、外部精度管理調査のいずれかに直近 3 年間以上参加していること。

(7) 環境計量士（濃度）の数が 4 名以上であること。

### 3 入札手続等に関する事項

#### (1) 担当部局

〒500-8570 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号  
岐阜県環境生活部廃棄物対策課監視指導係  
電話 058-272-8223  
FAX 058-278-2607  
Mail c11225@pref.gifu.lg.jp

#### (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

##### ア 交付期間

令和 5 年 2 月 22 日（水）から令和 5 年 3 月 2 日（木）までの毎日（県の機関の  
休日を除く。）午前 9 時から午後 5 時まで

##### イ 交付場所

原則電子メールによる交付とするので、3 (1)まで電子メールで交付希望の旨を  
申し出ること

#### (3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書に、当  
該申請書において規定する添付書類を添付した上で、持参又は郵送により 3 の (1)  
まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和 5 年 3 月 10 日（金）午後 5 時（郵送の場合は必着のこと）

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと  
認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和 5 年 3 月 17 日（金）までに通知する。

#### (4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和 5 年 3 月 24 日（金）午後 2 時 30 分から

（入札を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第  
6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特  
定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「郵便  
等」という。）で行う場合は、令和 5 年 3 月 23 日（木）午後 5 時  
までに 3（1）必着のこと）

イ 場 所 岐阜市藪田南 5-14-12 シンクタンク庁舎 3 階 入札室

#### (5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに 3 の (4) のイの場所において行う。

#### (6) 契約条項を示す場所

3 の (1) に同じ。

#### (7) 入札方法等に関する事項

##### ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場  
合には、入札前に委任状を提出するものとする。

本入札は総価入札・単価契約であるため、契約金額は単価契約明細内訳書記載  
の単価に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数  
があるときは、その端数全体を切り捨てた金額）とする。

落札者の決定に当たっては、入札書（単価契約明細内訳書）に記載された金額  
（以下「入札書記載金額」といいます。）に、100 分の 10 に相当する額を加算  
した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた

金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に、110分の100に相当する金額の合計を入札書に記載すること。

なお、郵便等による入札を含め、入札書の日付は、入札日を記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。ただし、郵便等による入札を行った者がある場合は、この限りではない。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

#### 4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便等による入札を認める。なお、郵便等により入札書を提出する場合は、入札案件名と入札参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて郵送等すること。また、郵便によるときは、一般書留又は簡易書留によること。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 詳細は、入札説明書による。